

(仮称) 白馬ウインドファーム更新事業
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

令和元年 12 月

白馬ウインドファーム株式会社

目 次

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	3
(1) 公告の日及び公告方法	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	3
(1) 意見書の提出期間	3
(2) 意見書の提出方法	3
(3) 意見書の提出状況	3
第 2 章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する事業者の見解	4
[別紙 1] 日刊新聞紙における公告	11
[別紙 2] ホームページにおけるお知らせ	12
[別紙 3] 広報誌への掲載	18
[別紙 4] 地元配布資料	20
[別紙 5] 縦覧状況	22
[別紙 6] 意見書様式	24

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条に基づき、方法書についての環境保全の見地から一般の意見を求めた。方法書についての公告・縦覧に関する事項並びに方法書に対する一般の意見の概要及びこれに対する事業者の見解は、次に示すとおりである。

(1) 公告の日

令和元年10月1日（火）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告 [別紙1参照]

令和元年10月1日（火）付で、下記の日刊紙に「お知らせ」公告を掲載した。

- ・朝日新聞（朝刊）
- ・読売新聞（朝刊）
- ・毎日新聞（朝刊）
- ・産経新聞（朝刊）

令和元年9月30日（月）発行、10月1日（火）付で、下記の日刊紙に「お知らせ」公告を掲載した。

- ・日高新報（夕刊）
- ・紀州新聞（夕刊）

※上記2誌は、翌日の新聞が夕刊で発行される。

② インターネットへの掲載による公告 [別紙2参照]

令和元年10月1日（火）から、下記のホームページに案内を掲載した。

- ・株式会社きんでんホームページ
URL <https://www.kinden.co.jp/>
- ・和歌山県ホームページ
URL <https://www.pref.wakayama.lg.jp/index.html>
- ・和歌山県広川町ホームページ
URL <https://www.town.hirogawa.wakayama.jp/>
- ・和歌山県日高川町ホームページ
URL <http://www.town.hidakagawa.lg.jp/>

③ 広報誌への掲載による公告 [別紙3参照]

下記の広報誌に「お知らせ」公告を掲載した。

- ・広報ひろがわ 令和元年10月号
- ・広報日高川町 令和元年10月号

④地元への周知 [別紙4参照]

広川町、日高川町と協議した結果、日高川町は中津川・千津川・蛇尾・平川・三百瀬の5自治会、広川町は落合・中村・猪谷の3自治会の住民の方に自治会長を通じてお知らせを配布した。

(3)縦覧場所

関係自治体庁舎7箇所及び事業者1箇所の計8箇所、並びにインターネットを利用し縦覧を行った。

①関係自治体庁舎及び事業者での縦覧 [別紙5参照]

- ・和歌山県庁 環境生活部環境政策局環境生活総務課
(和歌山県和歌山市小松原通1丁目1番地)
- ・広川町役場 企画政策課 (和歌山県有田郡広川町大字広1500番地)
- ・日高川町役場 企画政策課 (和歌山県日高郡日高川町大字土生160番地)
- ・日高川町役場 中津支所中津地域振興課 (和歌山県日高郡日高川町大字高津尾29番地)
- ・日高川町役場 美山支所美山地域振興課 (和歌山県日高郡日高川町大字川原河264番地)
- ・日高川町役場 寒川出張所 (和歌山県日高郡日高川町大字寒川293番地2)
- ・日高町役場 総務政策課 (和歌山県日高郡日高町高家626番地)
- ・白馬ウインドファーム株式会社 (和歌山県日高郡日高川町大字平川字小山1136番地2)

②インターネットの利用による縦覧

- ・株式会社きんでんホームページ
URL <https://www.kinden.co.jp/>

(4)縦覧期間

縦覧期間：令和元年10月1日（火）から令和元年10月31日（木）まで
自治体庁舎及び事業者の縦覧は、土・日曜日、祝日を除く開庁（営業）時とし、インターネットの利用による縦覧については、期間中は終日アクセスが可能な状態とした。

(5)縦覧者数（縦覧者名簿記載者数）	総数	10名
・和歌山県庁 環境生活部環境政策局環境生活総務課	0名	
・広川町役場 企画政策課	10名	
・日高川町役場 企画政策課	0名	
・日高川町役場 中津支所中津地域振興課	0名	
・日高川町役場 美山支所美山地域振興課	0名	
・日高川町役場 寒川出張所	0名	
・日高町役場 総務政策課	0名	
・白馬ウインドファーム株式会社	0名	

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、方法書の縦覧等に関する広告と同時に行った。

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

① 広川町

- ・開催日時：令和元年10月10日 18時より
- ・開催場所：広川町役場3階大会議室
- ・来場者数：21名

② 日高川町

- ・開催日時：令和元年10月9日 18時より
- ・開催場所：日高川町農村改善センター2階大会議室
- ・来場者数：16名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和元年10月1日（火）から令和元年11月15日（金）まで
（郵送受付は、当日消印まで有効とした。）

(2) 意見書の提出方法 [別紙6参照]

環境の保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

- ・縦覧場所に備え付けの意見箱に投函
- ・事業者宛に書面の郵送

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は1通、意見の総数は26件であった。

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する事業者の見解

「環境影響評価方法書」第8条第1項の規定に基づき、環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からの意見は26件であった。

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、方法書についての意見の概要並びにこれに対する当社の見解は表2-1に示すとおりである。

表2-1(1) 方法書に対する一般の意見と事業者の見解

番号	一般の意見	事業者の見解
1	<p>■1. コウモリ類について</p> <p>コウモリは夜間にたくさんの昆虫を捕食するので、生態系の中で重要な役割を持つ動物である。また害虫を食べるので、人間にとって、非常に役立つ益獣である。しかし風力発電施設では、バットストライクが多数生じている。NEDOの報告書(*)によれば、実態把握サイト(風力発電施設10サイト)におけるコウモリ類の推定死亡数は年間502.8個体であり、これは鳥類の年間推定死亡数(257.6羽)のおよそ2倍になる。</p> <p>コウモリ類の出産は年1~2頭程度と、繁殖力が極めて低いため、死亡率のわずかな増加が、地域個体群へ重大な影響を与えるのは明らかである。国内では今後さらに風車が建設される予定であり、コウモリ類について累積的な影響が強く懸念される。益獣が減れば住民に不利益が生じる。これ以上風車で益獣のコウモリを殺さないでほしい。</p> <p>*平成28年度~平成29年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業環境アセスメント迅速化研究開発事業(既設風力発電施設等における環境影響実態把握I報告書) P213. NEDO, 2018.</p>	<p>現地調査によりコウモリ類の生息状況を確認した上で、必要に応じて風力発電機の配置を検討する等の保全措置を講ずることにより、極力影響を回避・低減する計画です。</p>
2	<p>■2. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速(発電を開始する風速)以下であってもブレードは回転するのか?</p>	<p>カットイン風速(3.0m/s)以下であっても回転はします。</p>
3	<p>■3. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速(発電を開始する風速)を任意に変更できるのか?</p>	<p>メーカーと協議中ですが、基本的には、任意で変更できるものと考えています。</p>

表2-1(2) 方法書に対する一般の意見と事業者の見解

番号	一般の意見	事業者の見解
4	<p>■4. 本事業で採用する予定の風力発電機は、弱風時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）を実行できるのか？</p>	<p>上記3番に回答したとおり、可能と考えています。</p>
5	<p>■5. コウモリ類の保全措置として「稼働制限」を実施して欲しい 国内では、すでに風力発電事業者が、コウモリ類の保全措置としてフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）やカットイン風速（発電を開始する風速）を上げるなどの稼働制限を行うことを表明した。大変すばらしいことだと思う。本事業者も実施して頂きたい。</p>	<p>現地調査の結果や専門家の意見を踏まえ、コウモリ類への影響を考慮致します。</p>
6	<p>■6. コウモリの保全措置（低減措置）は「カットイン風速の値を上げること及びフェザリング」が現実的 「コウモリの活動期間中にカットイン風速（発電を開始する風速）の値を上げること及び低風速時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）」がバットストライクを低減できる、「科学的に立証された保全措置※」である。よって、必ず実施して頂きたい。これについて、事業者の見解と、実施しない理由を述べよ。 ※ Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher. 2010</p>	<p>現地調査の結果や専門家の意見を踏まえ、コウモリ類への影響を考慮致します。</p>
7	<p>■7. 環境保全措置は「コウモリを殺す前から実施してほしい」 本事業者である「白馬ウインドファーム株式会社」及び委託先の「エヌエス環境株式会社」は「環境影響を可能な限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する」つもりがあるのだろうか？上記のコウモリの保全措置（「<u>カットイン風速の値を上げること及び低風速時のフェザリング</u>」）については、「事業者が実施可能」かつ「最新の知見に基づいた」コウモリ類への環境保全措置である。よって「コウモリを殺す前」、すなわち「事後調査の前から」実施して頂きたい。</p>	<p>現地調査の結果や専門家の意見を踏まえ、コウモリ類への影響を考慮致します。</p>

表2-1(3) 方法書に対する一般の意見と事業者の見解

番号	一般の意見	事業者の見解
8	<p>■8. 「環境保全措置」の定義について 事業者らは環境アセスメントにおける「環境保全措置」とは何か、理解しているか。「環境保全措置」の定義及び実施基準を述べよ。</p>	<p>環境保全措置は、対象事業の実施により選定項目に係る環境要素に及ぶおそれのある影響について、事業者により実行可能な範囲で、当該影響を回避し、又は低減すること及び当該影響に係る各種の環境の保全の観点から基準又は目標の達成に努めることを目的として検討されるものです。実施基準については、法第12条第1項の規定に基づき、環境保全措置指針に基づき検討するものと考えております。</p>
9	<p>■9. 環境保全措置の実施時期について 上記について事業者は、「国内におけるコウモリの保全事例数が少ないので、(カットイン風速の値を上げる) 保全措置は実施しない(事後調査の後まで先延ばしにする)」といった回答をするかもしれないが、すでに保全措置を行う先進的事業者もいる。環境保全措置は安全側にとるべきである。 保全措置は「コウモリを殺すまで」後回しにせず、「コウモリを殺す前」から実施することが重要であると思うが、これについて、事業者の見解とその理由を述べよ。</p>	<p>コウモリへの影響については、今後の調査を実施し、コウモリへの影響が明らかとなった場合には、有識者等の意見を踏まえながら、適切な保全措置を検討致します。</p>
10	<p>■10. 「事後調査」の定義について 事業者らは環境アセスメントにおける「事後調査」とは何か、理解しているか。「事後調査」の定義及び実施基準を述べよ。</p>	<p>事後調査とは、工事中及び供用後の環境の状況等を把握するための調査に位置づけられたものです。実施については、予測の不確実性が大きく、効果に係る知見等が不十分な環境保全措置を講ずる場合に、検討するものとしします。</p>
11	<p>■11. 「事後調査」の定義について2 念のため確認しておく。発電所アセス省令によれば、「事後調査」は「環境保全措置」ではないが、事業者らは理解しているか。</p>	<p>上記のとおり、予測の不確実性や効果に係る知見等が不十分な場合に、環境保全措置の効果を把握するために実施する調査が事後調査と考えております。</p>

表2-1(4) 方法書に対する一般の意見と事業者の見解

番号	一般の意見	事業者の見解
12	<p>■12. 「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは、発電所アセス省令に反する行為で「不適切」</p> <p>国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし、国内の風発事業者の中に「予測に不確実性が伴うこと」を根拠に、適切な保全措置を実施（検討さえ）しない事業者が散見される。</p> <p>「予測に不確実性に伴う」としても、それは「保全措置を検討しなくてよい」根拠にはならない。なぜならアセス省令によれば「影響がない」及び「影響が極めて小さい」と判断される以外は環境保全措置を検討すること、になっているからだ。</p>	<p>コウモリへの影響については、今後の調査を実施し、コウモリへの影響が明らかとなった場合には、有識者等の意見を踏まえながら、適切な保全措置を検討致します。</p>
13	<p>■13. 「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは「不適切」2</p> <p>国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし、国内の風発事業者の中に「影響の程度（死亡する数）が確実に予測できない」ことを根拠に、適切な保全措置を実施（検討さえ）せず、事後調査に保全措置を先送りする事業者が散見される。</p> <p>定性的予測であれば、国内外の風力発電施設においてバットストライクが多数発生しており、『コウモリ類への影響はない』『コウモリ類への影響は極めて小さい』とは言い切れない。アセス省令による「環境保全措置を検討する」段階にすでに入っている。</p> <p>よって、本事業者らの課題は、「死亡するコウモリの数」を「いかに不確実性を伴わずに正確に予測するか」ではなく、「いかにコウモリ類への影響を回避・低減するか」である。そのための調査を「準備書までに」実施して頂きたい。</p>	<p>有識者等の意見を踏まえながら、適切な調査を計画します。</p>
14	<p>■14 「回避」と「低減」の言葉の定義について1</p> <p>「影響の回避」と「影響の低減」についての定義を述べよ。</p>	<p>影響の回避については、行為の全体又は一部を実行しないことにより影響を発生させないことです。また、影響の低減については、何らかの手段で影響要因又は影響の発現を最小限に抑えることや発現した影響を何らかの手段で修復する措置です。</p>

表2-1(5) 方法書に対する一般の意見と事業者の見解

番号	一般の意見	事業者の見解
15	<p>■15 「回避」と「低減」の言葉の定義について 事業者らは今後、コウモリ類への影響に対して「ライトアップしない」ことを掲げるかもしれないが、「ライトアップしない」ことは影響の『回避』措置であり、『低減』措置ではない。「ライトアップしないこと」により「ある程度のバットストライクが『低減』された事例」は、これまでのところ一切報告がない。これについて、事業者の見解とその理由を述べよ。</p>	<p>ライトアップについては、コウモリ類の餌となる走光性の昆虫を寄せることになり、バットストライクを「助長」させることに繋がる可能性が高いと認識しています。</p> <p>なお、現計画では、供用時に風力発電機のライトアップは考えていないため、この影響は発生しないと考えています。</p>
16	<p>■16. 回避措置（ライトアップアップの不使用）について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。</p> <p>これについて事業者は「ライトアップアップしないことにより影響はある程度低減できると思う」などと主張すると思うが、「ある程度は低減できると思う」という主張は事業者の主観に過ぎない。</p>	<p>番号15に回答したとおり、風力発電機へのライトアップは実施しないことから、ライトアップを主要因とする影響は発生しないと考えています。</p>
17	<p>■17. 回避措置（ライトアップアップの不使用）について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。これは事実だ。ライトアップは昆虫類を誘引するが、だからといって「ライトアップしないこと」により「コウモリ類の誘引を完全に『回避』」できるわけではない。完全に『回避』できないのでバットストライクという事象、つまり「影響」が発生している。アセスメントでは影響が『回避』できなければ『低減』するのが決まりである。よって、コウモリ類について影響の『低減』措置を追加する必要がある。</p>	<p>番号15に回答したとおり、風力発電機へのライトアップは実施しないことから、ライトアップを主要因とする影響は発生しないと考えています。</p>
18	<p>■18. コウモリ類の保全措置（回避）について 樹林内に建てた風車や、樹林（林縁）から200m以内に建てた風車は、バットストライクの高リスクが高いことが、これまで研究でわかっている。低空（林内）を飛行するコウモリでさえ、樹林（林縁）から200m以内ではバットストライクの高リスクが高くなる。よって、風力発電機は樹林から200m以上離すこと。</p>	<p>今後調査を実施し、得られた確認種情報と生態的な特徴等と照らしあわせ、頂いたご意見を踏まえながら、必要に応じて適切な保全措置を検討します。</p>

表2-1(6) 方法書に対する一般の意見と事業者の見解

番号	一般の意見	事業者の見解
19	<p>■19. 「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない</p> <p>「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引」には「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない。同手引きのP3-110～111には「カットイン風速をあげることで、衝突リスクを低減させることができる」と書いてある。研究で「カットインをあげること」がバットストライクを低減する効果があることが「すでに」判明している。(Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher. 2010)</p>	<p>現地調査の結果や専門家の意見を踏まえ、コウモリ類への影響を考慮致します。</p>
20	<p>■20. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること</p> <p>上記について事業者は、「国内におけるコウモリの保全事例数が少ないので、(カットイン風速の値を上げる) 保全措置は実施しない(事後調査の後まで先延ばしにする)」といった回答をするかもしれないが、環境保全措置は安全側にとること。保全措置は「コウモリを殺すまで」後回しにせず、「コウモリを殺す前」から実施することが重要である。</p>	<p>コウモリへの影響については、今後の調査を実施し、コウモリへの影響が明らかとなった場合には、有識者等の意見を踏まえながら、適切な保全措置を検討致します。</p>
21	<p>■21. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること2</p> <p>そもそも「コウモリに影響があることを知りながら適切な保全措置をとらない」のは、未必の故意、つまり「故意にコウモリを殺すこと」に等しいことを先に指摘しておく。仮に「適切な保全措置を実施しないでコウモリを殺してよい」と主張するならば、自身の企業倫理及び法的根拠を必ず述べるように。</p>	<p>コウモリへの影響については、今後の調査を実施し、コウモリへの影響が明らかとなった場合には、有識者等の意見を踏まえながら、適切な保全措置を検討致します。</p>
22	<p>■22. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること3</p> <p>今後、事業者は「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。</p> <p>この「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」という主張には、「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先のばしにしてもよい」という前提が隠れている。しかし発電所アセス省令に「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先延ばしにしてもよい」という記載はない。これについて、事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べよ。</p>	<p>バットストライクの予測は、ご指摘のとおり、不確実性が伴うため、必要に応じて、有識者等の意見を伺いながら、適切な保全措置を検討致します。</p>

表2-1(7) 方法書に対する一般の意見と事業者の見解

番号	一般の意見	事業者の見解
23	<p>■23. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること4 今後、事業者は「国内においてコウモリ類の衝突実態は不明な点も多く、保全措置についても検討され始めた段階だ。よって事後調査を行い、保全措置を検討する」などの主張するかもしれない。 国内では2010年からバットストライクが確認されており（環境省自然環境局野生生物課、2010、風力発電施設バードストライク防止策実証業務報告書）、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き（環境省、2011）」にもコウモリ類の保全措置が記載されている。「コウモリの保全措置が検討され始めた」のは最近の出来事ではない。また、仮に「国内で保全措置が検討され始めた」からといって、それが「国内の風発事業者が適切な保全措置を先のばしにしてよい」という根拠にはならないことを先に指摘しておく。</p>	<p>本事業地では、平成22年3月から運転を開始していますが、これまでにバットストライクの事例は確認されておりません。 今後の調査により、バットストライクの事例が確認された場合には、有識者等の意見を聴取し、適切な保全措置について検討致します。</p>
24	<p>■24. コウモリ類の保全措置について 事業者は目先の利益を優先し、自分たちの子孫につなぐべき生物多様性をとりあげてはいけません。『事後調査でコウモリの死骸を確認したら保全措置を検討する』などという悪質な事業者がいたが、コウモリの繁殖力は極めて低いので、一時的な殺戮が地域個体群へ与える影響は大きい。 コウモリの活動期間中に『カットイン風速を少しあげれば』、バットストライクの発生を低減できることはこれまでの研究でわかっている。『ライトアップをしないこと』はバットストライクを『低減する効果』は確認されていない。さらに『事後調査』は『環境保全措置』ではない。 『影響があることを予測』しながら『適切な保全措置』をとらないのは、「発電所アセス省令」に違反する。</p>	<p>頂いたご意見を踏まえて、必要に応じて可能な限り適切な手法による調査を実施し、その結果を踏まえ、適切な保全措置について検討します。</p>
25	<p>■25. 月2回程度の死骸探索調査など信用できない コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて3日程度で消失することが明らかとなっている。仮に月1~2回程度の事後調査で「コウモリは見つからなかった」などと主張しても、信用できない。</p>	<p>死骸探索調査は、現在月2回の頻度での実施を計画しています。また、調査中は既設の風力発電機が稼働しているため、メンテナンス等で巡回する職員や別項目の調査により調査員が常に出入りし、実際には月2回以上の頻度で確認することで検出頻度の向上を図ります。</p>
26	<p>■26. 意見は要約しないこと 意見書の内容は、貴社側の判断で要約しないこと。要約することで貴社の作為が入る恐れがある。事業者見解には、意見書を全文公開すること。</p>	<p>意見書の内容は要約しないこととします。</p>

当社ホームページにおけるお知らせ

関西電力グループ
KINDEN POWER GROUP

[会社情報](#)
[事業情報](#)
[トータルソリューション](#)
[株主・投資家情報](#)
[採用情報](#)
[ニュースリリース](#)

[日本語](#)
[お問い合わせ](#)
[EN](#)

[さんでんトップ](#) > [お知らせ](#) > 「(仮称)白馬ウインドファーム更新事業 環境影響評価方法書」の公表及び縦覧について

お知らせ

「(仮称)白馬ウインドファーム更新事業 環境影響評価方法書」の公表及び縦覧について

2019年10月1日
株式会社さんでん

この度、当社の子会社である白馬ウインドファーム株式会社は、環境影響評価法に基づき、「(仮称)白馬ウインドファーム更新事業 環境影響評価方法書」(以下、「方法書」という。)を以下のとおり公表し、縦覧を行います。

1. 方法書の公表

- 方法書は、2019年10月1日(火)～2019年10月31日(木)の期間中は縦覧が可能です。ただし、印刷やダウンロードしての閲覧はできません。
- 方法書及び要約書は、Internet Explorer及びAdobe社の最新版のAdobe Acrobat製品(正規品)での閲覧を推奨いたします。
- PDFファイルは、当社ウェブサイト以外での閲覧、また期間満了を過ぎたものは表示できません。
- 著作権法により認められた場合を除き、無断で複製、改変、転売、配布、他サイトへの転載等は著作権法違反となる場合があります。

表紙と目次	>
第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	>
第2章 対象事業の目的及び内容	>
第3章 対象事業実施地域及びその周囲の概況	>
第4章 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果	>
第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解	>
第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	>
第7章 その他環境法令で定める事項	>
第8章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	>
添付資料	>

要約書	>
方法書のあらし	>
方法書に対する意見書(意見書様式)	>

2. 方法書の縦覧

場所	<ul style="list-style-type: none"> ・和歌山県庁 環境生活総務課 (和歌山県和歌山市小松原通1丁目1番地) ・広川町役場 企画政策課 (和歌山県有田郡広川町大字広1500番地) ・白高川町役場 企画政策課 (和歌山県白高郡白高川町大字土生160番地) ・白高川町役場 中津支所中津地域振興課 (和歌山県白高郡白高川町大字高津尾29番地) ・白高川町役場 美山支所美山地域振興課 (和歌山県白高郡白高川町大字川原河264番地) ・白高川町役場 菊川出張所 (和歌山県白高郡白高川町大字菊川293番地2) ・白高町役場 総務政策課 (和歌山県白高郡白高町高家626番地) ・白馬ウインドファーム株式会社 (和歌山県白高郡白高川町大字平川字小山1136番地2)
期間	2019年10月1日(火) から2019年10月31日(木) まで
時間	各庁舎、施設の間隔(営業)時間内(土、日、祝日は除きます)

3. 意見書の提出

方法書について、環境の保全の観点からのご意見をお持ちの方は、意見書を提出することができます。
住所、氏名、方法書の名称、ご意見を明記の上、①または②のいずれかの方法でご提出願います。

① 縦覧場所に備え付けのご意見箱に投函
② 以下の事業者へ2019年11月15日(金)までに郵送(当日消印有効)

白馬ウインドファーム株式会社
〒531-8550 大阪府大阪市北区本庄東2丁目3番41号(株式会社さんでん内)

4. お問い合わせ先

- ・白馬ウインドファーム株式会社(担当:西本)
- 電話 06-6375-6179 (土、日、祝日を除く、午前9時から午後5時まで)
- ・株式会社さんでん
- 電話 06-6375-6422 (土、日、祝日を除く、午前9時から午後5時まで)

以上

和歌山県ホームページにおけるお知らせ (1/2)



[English](#) | [簡体字](#) | [繁体字](#) | [한국어](#) | [Français](#)

[組織から探す](#)

[文字サイズ](#) [標準](#) [拡大](#)

[色合い](#) [標準](#) [黒](#) [青](#)




[ホーム](#) > [組織から探す](#) > [環境生活総務課](#) > (仮称)白馬ウインドファーム更新事業

[音声読み上げ](#)



(仮称)白馬ウインドファーム更新事業

環境政策局

環境生活総務課

自然環境室

南紀熊野ジオパークセンター

環境衛生研究センター

循環型社会推進課

廃棄物指導室

環境管理課

事業の概要

根拠法令	環境影響評価法
事業者または計画策定者	白馬ウインドファーム株式会社 (主たる事務所:日高川町平川字小山1136番地2)
事業の種類	法第2条第2項第1号ホ 発電所(風力)
事業の規模	最大30,000kW(3,000kW~4,000kW級程度を8~11基設置)
事業の実施区域	日高川町、広川町
関係自治体	日高川町、広川町、日高町

県民局

県民生活課

県民活動団体室

消費生活センター

青少年・男女共同参画課

男女共同参画センター“りいぶる”

食品・生活衛生課

動物愛護センター

手続の状況

手続の状況
方法書手続中

配慮書

配慮書提出日	平成31年4月22日	
縦覧期間等	縦覧期間	平成31年4月23日から同年5月28日
	意見募集期間	平成31年4月23日から同年5月28日
	縦覧場所	<ul style="list-style-type: none"> ・県庁環境生活総務課 ・広川町役場企画政策課 ・日高川町役場企画政策課 ・日高川町役場中津支所中津地域振興課 ・日高川町役場美山支所美山地域振興課 ・日高川町役場寒川出張所 ・日高町役場総務政策課 <p>※縦覧時間は各庁舎・施設の開館時によります。 ※事業者ホームページ(外部リンク/電子縦覧終了) ※電子縦覧は関係会社の株式会社きんでんのホームページで行われておりました。</p>
和歌山県環境影響評価審査会	審査会(現地視察)	令和元年5月17日
	審査会	令和元年6月5日 13時30分～ 和歌山県民文化会館 大会議室
	審査会意見	令和元年6月14日 審査会意見
知事意見(事業者あて)	令和元年6月17日 知事意見	
環境大臣意見(経済産業大臣あて)	令和元年7月5日 環境大臣意見	
経済産業大臣意見(事業者あて)	令和元年7月19日 経済産業大臣意見	

13

和歌山県ホームページにおけるお知らせ (2/2)

方法書		
方法書提出日	令和元年9月30日	
縦覧期間等	縦覧期間	令和元年10月1日から同年10月31日
	意見募集期間	令和元年10月1日から同年11月15日
	縦覧場所	<ul style="list-style-type: none"> ・県庁環境生活総務課 ・広川町役場企画政策課 ・日高川町役場企画政策課 ・日高川町役場中津支所中津地域振興課 ・日高川町役場美山支所美山地域振興課 ・日高川町役場寒川出張所 ・日高町役場総務政策課 ・白馬ウインドファーム株式会社 ※縦覧時間は各庁舎・施設の開催時によります。 ・事業者ホームページ(外部リンク/電子縦覧終了) ※電子縦覧は関係会社の株式会社きんでんのホームページで行われておりました。
事業者による住民説明会	令和元年10月9日 18時00分～ 日高川町農村環境改善センター2階大会議室(日高川町小熊2416)	
	令和元年10月10日 18時00分～ 広川町役場3階大会議室(広川町広1500)	
和歌山県環境影響評価審査会	審査会	令和元年11月27日 13時30分～ 和歌山県自治会館304
	審査会意見	
知事意見(経済産業大臣あて)		
経済産業大臣動告(事業者あて)		

広川町ホームページにおけるお知らせ (1/2)

このスクリーンショットは、広川町の公式ホームページのトップページを示しています。ページのヘッダーには、町のロゴと「HIROGAWA TOWN」の文字、検索ボックス、および「各課のご案内」や「施設案内」のボタンがあります。ナビゲーションメニューには「ホーム」、「暮らし」、「教育・文化・スポーツ」、「産業・まちづくり」、「観光・イベント」、「防災」、「広川町について」があります。

メインコンテンツエリアには、お知らせのタイトル「(仮称)白馬ウインドファーム更新事業 環境影響評価方法書について」が表示されています。その下に、白馬ウインドファーム株式会社が実施する「(仮称)白馬ウインドファーム更新事業 環境影響評価方法書」について、令和元年10月1日(火)から縦覧を行います。という内容が記載されています。また、「(仮称)白馬ウインドファーム更新事業 環境影響評価方法書」について (124KB) というリンクも提供されています。

右側のサイドメニューには「もくじ」があり、「企画政策課・総務課」の下に「企画・広報」の項目があり、その下に「広報ひろがわ」、「広川町公式Facebookページ」、「広川町公式Youtubeチャンネル」、「広川町公式Instagram」、「FAAVO和歌山ひろがわ」のリンクが並んでいます。

ページの下部には「このページに関するお問合せ先」の情報が提供されています。

このページに関するお問合せ先
広川町 企画政策課 TEL 0737-23-7731 FAX 0737-62-2407

広川町ホームページにおけるお知らせ（2/2）

「（仮称）白馬ウインドファーム更新事業 環境影響評価方法書」について

令和元年10月1日
白馬ウインドファーム株式会社

この度当社は、環境影響評価法に基づき、「（仮称）白馬ウインドファーム更新事業 環境影響評価方法書」（以下、「方法書」という。）について、経済産業大臣へ届出を行いました。合わせて和歌山県知事に送付し、方法書についての環境の保全の見地からの意見を求めました。

また、令和元年10月1日（火）から自治体庁舎等において、方法書の縦覧を行います。

1. 方法書の縦覧

・期間

令和元年10月1日（火）から令和元年10月31日（木）まで（土、日、祝日は除きます）。

・場所

広川町役場企画政策課（和歌山県有田郡広川町大字広1500番地）

白馬ウインドファーム株式会社（和歌山県日高郡日高川町大字平川字小山1136番地2）

・時間

各庁舎・施設の開館時

また、方法書及び要約書の電子版を「株式会社きんでん」ホームページにて、令和元年10月1日から令和元年10月31日まで閲覧することができます。

電子縦覧：<https://www.kinden.co.jp/>

2. 意見書の提出

住所、氏名、方法書の名称、ご意見を明記し、下記①または②のいずれかの方法でご提出願います。

①縦覧場所に備え付けのご意見箱に投函（令和元年11月15日（金）まで）

（土、日、祝日は除きます）

②事業者宛に郵送

〒531-8550

大阪府大阪市北区本庄東2丁目3番41号（株式会社きんでん内）

白馬ウインドファーム株式会社 宛

（令和元年11月15日（金）必着）※意見書に記載された個人情報、本件についてのみ使用し、それ以外の目的には使用いたしません。

3. お問い合わせ先

白馬ウインドファーム株式会社（株式会社きんでん内）担当：西本

電話06-6375-6179（土、日、祝日を除く、午前9時から午後5時まで）

以上

日高川町ホームページにおけるお知らせ

和歌山県

日高川町

[交通アクセス](#)
[各課へのお問い合わせ](#)
[サイトマップ](#)
[English](#)

文字の大きさ
標準
大
特大
背景色の変更
白
黒

トップ
町からのお知らせ
町民の方へ
お問い合わせ
リンク

エネルギー政策・新エネルギーに関すること

> [\(仮称\)白馬ウインドファーム更新事業 環境影響評価方法書について](#)

> [電源立地地域対策交付金](#)

> [『自然エネルギーの町づくり』の発刊について](#)

ライフイベントから探す

証明書

税金

出産・育児

健康

高齢者
障害者

結婚・離婚

お引越し

おくやみ

保育・教育

交通

ゴミ・環境

町の
カレンダー

[トップ](#) > [町民の方へ](#) > [企画政策課](#) の業務 > [エネルギー政策・新エネルギーに関すること](#)
> [\(仮称\)白馬ウインドファーム更新事業 環境影響評価方法書について](#)

(仮称)白馬ウインドファーム更新事業 環境影響評価方法書について

白馬ウインドファーム株式会社が計画している風力発電機等の更新事業「(仮称)白馬ウインドファーム更新事業」について、環境影響評価法に基づく環境影響評価方法書の手続きが実施されております。詳しくは下記ホームページ（外部サイト）にてご確認ください。

(仮称)白馬ウインドファーム更新事業
環境影響評価方法書の縦覧・説明会について

<https://www.kinden.co.jp/> (株式会社きんでんホームページ)

【本件に関するお問い合わせ先】
白馬ウインドファーム株式会社
(株式会社きんでん内)
電話 06-6375-6179

お問い合わせ先	白馬ウインドファーム(株)	TEL:06-6375-6179
	企画政策課 定住促進室	TEL:0738-23-9511

広報誌への掲載

「広報ひろがわ」令和元年10月掲載

広報ひろがわ 令和元年10月号 No.510毎月11日発行

子育ての輪 ～子育てを楽しもう～

私たちの宝物



これからもすくすく育てね。
パパ・ママより

今月のテーマ

食べることは・・・

「食」は生きる上での基本。
 食べることは生きる力を育むことにつながります。特に乳幼児期は「食」の基礎を決定づける大切な時期でもあります。この時期の食事ですこれから先の習慣や好みが決まってくるとも言われています。よく「小さい頃は、薄味で、しっかり噛んで」と言われるのも、分かりますね。
 子どもの様々な経験や遊びの中で「食」への興味や関心が育ってくれるといいですね。

～ちびっ子クラブより～

10月の予定

- 10月10日(木) 散歩に行こう
 - 10月11日(金) ベビーヒーリング(要予約)
 - 10月16日(水) 子育て支援合同運動会(要予約)
 - 10月21日(月) 作り物クラブ(要予約)
 - 10月24日(木) 10月・11月生まれの誕生日会
- ※予定は、変更になる場合もありますので、ご了承ください。
- ▼詳しくは、ポッポ保育園 (☎62-5152)

白馬ウィンドファームより

広川町及び日高川町で実施している風力発電事業等に係る風力発電機等の更新を計画しています。
 これに伴い、環境影響評価方法書の縦覧と住民説明会を開催し、ご意見を受け付けます。

■縦覧
 ・縦覧図書／(仮称)白馬ウィンドファーム更新事業に係る環境影響評価方法書
 ・場所／広川町役場企画政策課(電子縦覧可：https://www.kindan.co.jp)
 ・期間／10月1日(火)～10月31日(木)まで(意見箱は11月15日まで設置)
 ・意見書
 縦覧場所に備え付けの意見書に氏名、住所、ご意見を記入頂き、意見箱にご投函くださるか、左記にお問い合わせのうえ郵送してください。

■住民説明会
 ・日時／10月10日(木)18時～
 ・場所／広川町役場3階大会議室

▼詳しくは、白馬ウィンドファーム株式会社 担当…西本(☎06-6375-6179)

【広告】町収入の一部とするため有料広告を掲載しています。

●新・家族葬



有田地区唯一の家族葬ホーム

共感葬 24時間365日対応 お気軽にお問い合わせ下さい
 フリーダイヤル トモニ シンパシー
 0120-106-484

●一般葬



人と人との絆を感じるオリジナルプラン

やすらかに、とのりを込めて
 funéraire フーネライ
 24時間365日対応 お気軽にお問い合わせ下さい
 フリーダイヤル イーヨーニョイ
 0120-14-4241

●社葬



最高級のオリジナルプラン

●福祉葬



家族だけのシンプルプラン

24時間365日対応 お気軽にお問い合わせ下さい
 フリーダイヤル イーヨーニョイ
 0120-14-4241

●全ての価格と葬儀のかたちに対応するオレンジライフが安心を約束します。 株式会社 オレンジライフ 〒643-0031 有田郡有田町野田187

【編集・発行】和歌山県有田郡広川町役場企画政策課 TEL.0737 (63) 1122
 http://www.town.hirogawa.wakayama.jp/

日高川町育英奨学生募集

- 出願資格** 町内に3年以上住所を有し、経済的理由により学資の支弁が困難と認められ、高等学校、高等専門学校、専修学校、短期大学又は大学に入学予定若しくは在学中の者。
- 提出書類** 日高川町育英奨学生願書、父母又は生計中心者の所得証明書、世帯全員の住民票
- 出願期間** 令和元年10月1日(火)～令和元年10月31日(木)
- 提出先** 教育委員会 教育課



■お問合せ 教育委員会 教育課 ☎22-8816

(仮称)白馬ウインドファーム更新事業 環境影響評価方法書の縦覧と 住民説明会のお知らせ



白馬ウインドファーム株式会社は、現在、日高川町及び広川町内で実施している風力発電事業に係る風力発電機等の更新を計画しています。
これに伴い、環境影響評価方法書の縦覧と住民説明会を開催し、ご意見を受付けます。

- 縦覧**
 - 書 類：(仮称)白馬ウインドファーム更新事業 環境影響評価方法書
 - 場所・時間：企画政策課、中津地域振興課、美山地域振興課、寒川出張所
※時間は各庁舎・施設の開庁時による。
(下記アドレスのホームページでも縦覧いただけます。)
電子縦覧：<https://www.kinden.co.jp/>
 - 期 間：令和元年10月1日(火)から10月31日(木)まで
 - 意見書：縦覧場所に備え付けのご意見箱に氏名・住所、ご意見を記載した意見書をご投函いただくか、下記宛にご郵送ください。(郵送の場合、11月15日(金)の当日消印まで有効)
 - 郵 送 先：〒531-8550 大阪市北区本庄東2丁目3番41号(株式会社きんでん内)
白馬ウインドファーム株式会社 宛
- 住民説明会**
 - 日 時：令和元年10月9日(水)18時から
 - 場 所：日高川町農村環境改善センター 2階大会議室

■お問合せ 白馬ウインドファーム株式会社 (株式会社きんでん内)担当:西本 ☎06-6375-6179



紀勢本線の利用促進について



電車は、子どもから高齢の方まで誰もが利用しやすく、特に車を運転しない方にとっては、なくてはならない大切な交通手段です。

近年、道路交通網の進展により、電車の利用、特に私たちの生活基盤である紀勢本線の利用者数は年々減少しています。生活基盤であることはもとより、地域振興や産業振興にとっても欠かせない紀勢本線を地域で支えることも必要です。

このため、紀勢本線活性化促進協議会加盟の市町村では、様々な取り組みを行っていますが、町民の皆様におかれましても、地域の鉄道を守るためにも、旅行などでお出かけの際には、
◇渋滞なしで時間に正確 ◇安全性が高い ◇地球環境への影響が少ない といった利点の多い電車を、ぜひご利用ください。

紀勢本線活性化促進協議会

地元配布資料

広川町

令和元年8月

住民の皆様へ

白馬ウインドファーム更新計画
環境影響評価方法書の住民説明会のお知らせ

白馬ウインドファーム株式会社
 代表取締役社長 山中 廣人

日頃より、白馬ウインドファームの発電事業にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。さて、白馬ウインドファームでは、現在、発電設備の更新計画を検討しています。

その一環として「環境影響評価法」に基づく同事業の「環境影響評価方法書」に関する説明会をおこない、皆様の御意見を伺った上で、環境影響に配慮した計画を立案したいと考えております。

つきましては、下記日程で事業計画及び環境影響評価方法についての説明会を開催しますので、ご多忙のところ恐縮ですが、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

■ 住民説明会の開催を予定する日時及び場所

場所 広川町役場 3 階大会議室

開催日時 10月10日(木) 18時から

1. 事業者の名称 白馬ウインドファーム株式会社
 代表者の氏名 代表取締役 山中 廣人
 事務所の所在地 和歌山県日高郡日高川町大字平川字小山 1136 番地 2
2. 対象事業の名称 (仮称) 白馬ウインドファーム更新事業
 種類 風力発電所更新事業
 規模 発電設備出力 最大 30,000 キロワット
3. 対象事業実施区域 和歌山県有田郡広川町、日高郡日高川町
 尚、下記の場所・時間にて上記方法書の縦覧を行っております。

■ 縦覧の場所・時間

場所：日高川町役場企画政策課、日高川町中津地域振興課

日高川町美山地域振興課、日高川町寒川出張所、日高町役場総務政策課、

広川町役場企画政策課、白馬ウインドファーム株式会社内

※土・日・祝日を除く開庁時

電子縦覧：URL <http://www.kinden.co.jp/>

期間：令和元年10月 1日(火) から

令和元年10月31日(木) まで

■ 問い合わせ先

白馬ウインドファーム株式会社

〒531-8550 大阪府大阪市北区本庄東 2 丁目 3 番 41 号 (株式会社きんでん内)

電話 06-6375-6179 (担当) 西本正史

令和元年8月

住民の皆様へ

白馬ウインドファーム更新計画
環境影響評価方法書の住民説明会のお知らせ

白馬ウインドファーム株式会社
代表取締役社長 山中 廣人

日頃より、白馬ウインドファームの発電事業にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。
さて、白馬ウインドファームでは、現在、発電設備の更新計画を検討しています。

その一環として「環境影響評価法」に基づく同事業の「環境影響評価方法書」に関する説明会をおこない、皆様の御意見を伺った上で、環境影響に配慮した計画を立案したいと考えております。

つきましては、下記日程で事業計画及び環境影響評価方法についての説明会を開催しますので、ご多忙のところ恐縮ですが、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

■ 住民説明会の開催を予定する日時及び場所

場所 日高川町農村環境改善センター 2階大会議室

開催日時 10月9日(水) 18時から

1. 事業者の名称 白馬ウインドファーム株式会社

代表者の氏名 代表取締役 山中 廣人

事務所の所在地 和歌山県日高郡日高川町大字平川字小山 1136番地2

2. 対象事業の名称 (仮称)白馬ウインドファーム更新事業

種類 風力発電所更新事業

規模 発電設備出力 最大30,000キロワット

3. 対象事業実施区域 和歌山県有田郡広川町、日高郡日高川町

尚、下記の場所・時間にて上記方法書の縦覧を行っております。

■ 縦覧の場所・時間

場所：日高川町役場企画政策課、日高川町中津地域振興課

日高川町美山地域振興課、日高川町寒川出張所、日高町役場総務政策課、

広川町役場企画政策課、白馬ウインドファーム株式会社内

※土・日・祝日を除く開庁時

電子縦覧：URL <http://www.kinden.co.jp/>

期間：令和元年10月 1日(火)から

令和元年10月31日(木)まで

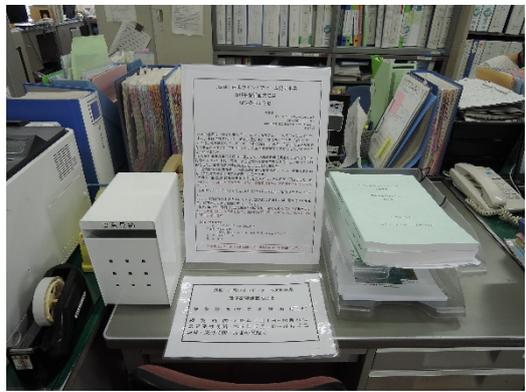
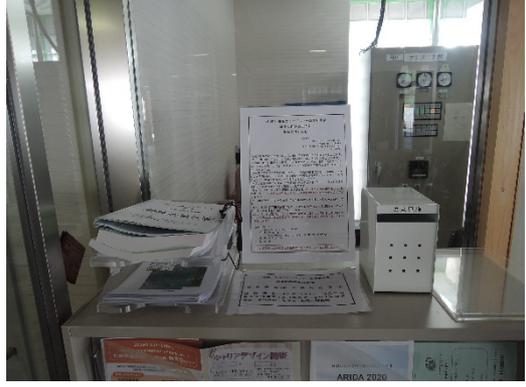
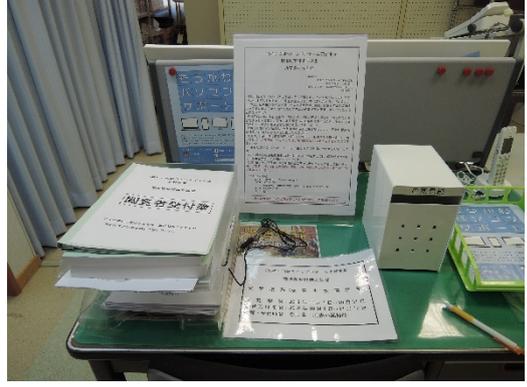
■ 問い合わせ先

白馬ウインドファーム株式会社

〒531-8550 大阪府大阪市北区本庄東2丁目3番41号(株式会社きんでん内)

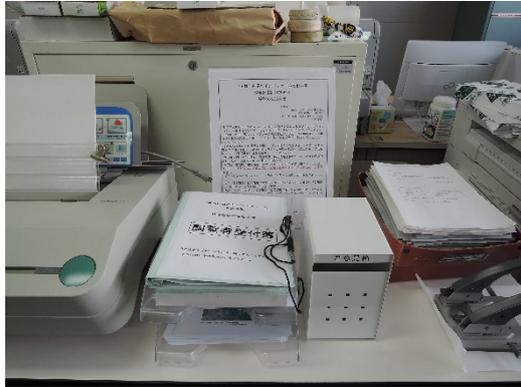
電話 06-6375-6179 (担当) 西本正史

縦覧状況 (1/2)

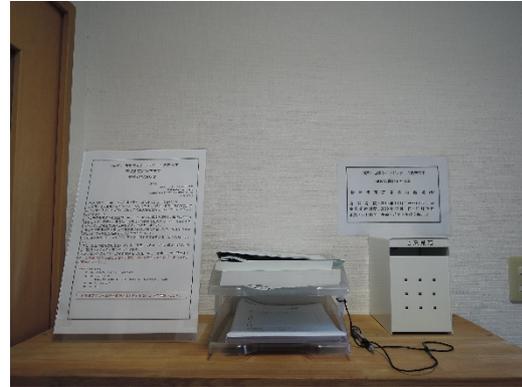
<p>和歌山県庁 環境生活部環境政策局環境生活総務課</p>	<p>広川町役場企画政策課</p>
	
<p>日高川町役場 企画政策課</p>	<p>日高川町役場 中津支所中津地域振興課</p>
	
<p>日高川町役場 美山支所美山地域振興課</p>	<p>日高川町役場 寒川出張所</p>
	

縦覧状況 (2/2)

日高町役場 総務政策課



白馬ウインドファーム株式会社



意見書様式

(仮称) 白馬ウインドファーム更新事業
環境影響評価方法書に対する意見書

年 月 日

事業者
白馬ウインドファーム株式会社 宛

提出者 住 所：
氏 名：

次のとおり環境影響評価方法書に対する意見書を提出します。

意 見 の 内 容	
-----------------------	--

意見書の提出期間

2019年10月1日(火)～2019年11月15日(金)

意見書の提出方法

備え付けのご意見箱にご投函下さい。

下記、事業者までご郵送頂いても構いません(2019年11月15日当日消印有効)。

お問い合わせ先

名 称：白馬ウインドファーム株式会社

所在地：〒531-8550 大阪市北区本庄東2丁目3番41号(株式会社きんでん内)

電 話：06-6375-6179

担 当：西本

ご意見は環境影響評価の実施に際して参考にさせていただきますが、ご意見に対する回答を含め、個別に対応はいたしませんので、あらかじめご承知おき下さい。
なお、意見書に記載された個人情報は、本件についてのみ使用し、それ以外の目的には使用いたしません。